相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市新居町新居八五〇番地、最後の住所静岡県湖西市新所・岡崎・梅田入会地一七番地の二〇光湖苑

被相続人　亡　相馬勇三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

事務所静岡県浜松市西区舞阪町舞阪一四一番地

相続財産管理人　司法書士　谷中　和志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡河津町谷津五七一番地、最後の住所静岡県賀茂郡河津町浜七六番地の一

被相続人　亡　稲葉　悠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

事務所静岡県下田市六丁目三六番三号コーポイプサ一―一〇一　あじさい法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県半田市中町三丁目四六番地、最後の住所愛知県半田市清城町二丁目一〇番地の二三

被相続人　亡　杉浦　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

愛知県半田市広小路町一六番地知多半田ステーションビル四階弁護士法人リブレ半田事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　将人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市大字大貝須九五番地、最後の住所三重県桑名市大字大貝須二二三番地

被相続人　亡　森田　英紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

三重県桑名市大央町二九番地　イワタビル三階

相続財産管理人　中邑　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市西丸之内二〇八二番地、最後の住所三重県津市長岡町七〇九番地一五

被相続人　亡　林　美知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区東九条宇賀辺町三〇番地、最後の住所京都府城陽市中芦原二〇番地　障害者支援施設ＤＯ

被相続人　亡　冨田　義彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

京都市中京区烏丸通二条下ル西側　ヒロセビル二階　市民共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　諸富　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市港区八幡屋二丁目一一番、最後の住所大阪市港区築港三丁目七番二―一〇六号

被相続人　亡　春日　良太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビルディング三階

相続財産管理人　弁護士　福田あやこ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

大阪北浜ビル五階

相続財産管理人　弁護士　市川　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区西野一五〇番地二、最後の住所大阪府堺市中区東山九二三番地一

被相続人　亡　重本　昭吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行

相続財産管理人　弁護士　市川　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市打越町七番、最後の住所大阪市鶴見区茨田大宮四丁目二三番二一―一一〇三号

被相続人　亡　酒井　一幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

大阪市中央区道修町二丁目一番一〇号Ｔ・Ｍ・Ｂ道修町ビル七階

相続財産管理人　弁護士　橋森　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区東尻池町一丁目七八番地一、最後の住所兵庫県明石市大久保町松陰一一五番地の一グリーンガーネット一〇八号

被相続人　亡　石谷　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

神戸市中央区海岸通一丁目二番一九号東洋ビル四〇三号

相続財産管理人　司法書士　藤森　栄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市辻久留一丁目一六五番地、最後の住所岡山県倉敷市堀南八六三番地五〇

被相続人　亡　河村　和年

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

岡山市北区富田町一―六―一〇東光第一ビル四階

相続財産管理人　弁護士　鷹取　司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区鶴見町五四〇番地、最後の住所広島県山県郡安芸太田町大字上殿二一四八番地一

被相続人　亡　久保　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

広島市安佐南区八木九丁目二五番三四―四〇三号

相続財産管理人　原田伊富美

第17期決算公告

平成29年12月20日　札幌市中央区北1条西5丁目2番地

株式会社エクサム

代表取締役　米森　寛

貸借対照表の要旨（平成29年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	909	流動負債	334
固定資産	533	（うち賞与引当金）	(41)
有形固定資産	147	固定負債	283
無形固定資産	2	（うち退職給与引当金）	(226)
投資その他の資産	384	**負債合計**	**617**
		株主資本	825
		資本金	80
		資本剰余金	745
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	742
		（うち当期純利益）	(20)
		純資産合計	**825**
資産合計	1,442	**負債・純資産合計**	1,442